

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	東京都
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活文化局都民生活部男女平等参画課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	東京都男女平等参画推進会議
設置年月日・根拠	平成 12 年 7 月 1 日 根拠: 東京都男女平等参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	生活文化局長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	東京都男女平等参画審議会
設 置 年 月 日	平成 12 年 7 月 25 日
構 成 員	25 人 (女性 11 人、男性 14 人) (第4期審議会)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 24 年 4 月 ~ 29 年 3 月		
名 称	男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2012		
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日	<input type="radio"/>	← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	東京都男女平等参画基本条例
	公 布 日	平成 12 年 3 月 31 日
	施 行 日	平成 12 年 4 月 1 日
	改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期:		平成 年 月
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		① 平成24年4月1日	② 平成24年5月1日	③ その他:平成23年4月1日
目 標 値	28 年度まで	35 %	年度まで	%
根 拠	平成24年1月18日 東京都男女平等審議会決定 及び 男女平等参画のための東京都行動計画			
対象となる審議会等の範囲	(1) 地方自治法第138条の4第3項の付属機関(法律、条例設置) (2) 要綱等に基づき知事等が臨時に設置する懇談会等			
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 (166)	うち女性委員を含む審議会等数 (129)
	延総委員等数 (2,273)		延女性委員等数 (480)	女性比率 (21.1)
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数 (44)	うち女性委員を含む審議会等数 (40)
	延総委員等数 (1,937)		延女性委員等数 (471)	女性比率 (24.3)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数 (39)	うち女性委員を含む審議会等数 (35)
	延総委員等数 (1,874)		延女性委員等数 (493)	女性比率 (26.3)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	委員会等数 (9)	うち女性委員を含む審議会等数 (5)
	延総委員等数 (92)		延女性委員等数 (10)	女性比率 (10.9)
目標値以外の目標設定				
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 <input type="radio"/> (公表 <input type="radio"/> ・ 非公表 <input type="radio"/>) ・ 無 <input type="radio"/> ・ 作成予定有 <input type="radio"/>		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	437 人 (平成 23 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/> 委員の公募 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/> その他 []		

(*) 平成24年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に○をつけてください。

(1)管理職の在職状況		調査時点コード	① 平成24年4月1日	② 平成24年5月1日	③ その他:平成 年 月 日		
		管理職総数			女性管理職の内訳		
		(人) (A)	うち女性管理職数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)
本庁	計	1,801	172	9.6	19	2	151
	うち一般行政職	1,016	141	13.9	14		127
支庁・地方 事務所	計	2,133	400	18.8	61		339
	うち一般行政職	976	150	15.4	24		126
全体	計	3,934	572	14.5	80	2	490
	うち一般行政職	1,992	291	14.6	38	0	253
再掲	警察本部	750	12	1.6	2	2	8
	教育委員会	126	17	13.5	1		16

(2)女性公務員の採用状況 平成23年4月1日～24年3月31日

	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	2,691	698	25.9
うち 警察本部	1,363	179	13.1
中 級	298	243	81.5
うち 警察本部	56	24	42.9
初 級	730	147	20.1
うち 警察本部	504	98	19.4
全 体	3,719	1,088	29.3
うち 警察本部	1,923	301	15.7

(3)女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

- 1. 女性の採用目標の設定 具体的目標(平成32年までに警察官定員に占める女性警察官の割合が概ね10%になることを目標)
- 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標()
- 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定(警察本部)
- 4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置(警察本部)
- 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置(警察本部)
- 6. その他(内容:)

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	東京ウィメンズプラザ		愛称・通称	
設置年月日	平成 7 年 11 月 10 日		施設形態	○ 単独施設 複合施設
所在地等	郵便番号: 150-0001 住所: 東京都渋谷区神宮前5-53-67 電話番号: 03-5467-1711(代表) FAX番号: 03-5467-1977 ホームページ: http://www.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/			
管理・運営主体	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ) 指定管理者(名称:) その他() ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。			
職員数	常勤 9 人、	非常勤 24 人	予算額	平成24年度 994,554 千円
主な事業	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項: 公開講座(DV防止)、メールマガジンの配信、東京ウィメンズプラザフォーラム) ○ 2. 講座(主な事項: 区市町村職員等向け研修) ○ 3. 相談事業(主な事項: 一般相談・特別相談(法律相談・精神科医相談・男性相談)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書資料等の収集・提供、メールマガジンの配信) ○ 5. 苦情処理(主な事項:) ○ 6. 交流促進(主な事項: 女性団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: DV防止等民間活動助成事業、DV被害者自立支援民間人材養成事業) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項:) ○ 10. その他(主な事項: 配偶者暴力相談支援センター事業、DV相談、自立支援講座、会議室等施設の提供)			
男女共同参画・女性に関するもの				

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

- | | |
|--|---|
| 1. 民間団体の組織化((2)へ)
<input type="radio"/> 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
<input type="radio"/> 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
<input type="radio"/> 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
<input type="radio"/> 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
<input type="radio"/> 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
7. その他 { 主な事項: | } |
|--|---|

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	有 無 名称等:	加盟団体数	
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	有 無	会 員 数	
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容:		

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

- | | |
|--|---|
| <input type="radio"/> 1. 担当者連絡会議の開催
<input type="radio"/> 2. 市町村職員研修会の開催
<input type="radio"/> 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
<input type="radio"/> 4. 関係情報の収集提供
<input type="radio"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ
<input type="radio"/> 6. 補助金等の交付 { 名 称 :
交付先 : | } |
| <input type="radio"/> 7. その他 { 内容: 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の設置(質問等への対応・情報配信)、区市町村からの依頼によるDV外国籍被害者通訳者の派遣手続き | } |

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- | |
|---|
| <input type="radio"/> 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
<input type="radio"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
<input type="radio"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 |
|---|

(2) 女性職員の研修受講への配慮

- | | |
|--|---|
| 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 { 内容: | } |
|--|---|

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	23年度予算 (千円)	24年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	263,556	333,923	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.004 %	0.005 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費			

14 仕事と生活の調和に関する取組

※該当するものに○をつけてください。

(1) 表彰関係	仕事と生活の調和に関する表彰制度の有無	有 ○ 無	表彰の対象： 実施頻度：	企業・組織 毎年	個人 数年に1回(定期的)	両方 その他
(2) 公契約の評価項目への採用状況	仕事と生活の調和に関する取組を公契約の評価項目に採用しているか	○ している ○ していない	対象となる入札事業：	すべて	○ 一部	

15 平成24年度実施予定事業

実施予定事業の内容			
名称	事業内容等	参加予定者数	時期
1. 委員会・懇話会			
・ 男女共同参画週間記念シンポジウム	東京都生活協同組合連合会の共同開催による意見交換会。	200名	6月
・ 男女平等参画を進める会	都民、事業者と都が連携して協力して取り組む場として、都の施策に関する意見交換や各団体の取組状況等の報告を行う。	33名	7、10月(予定)
・ 男女平等参画のための経営者懇話会	東京経営者協会との共同開催による意見交換会。	200名	11月
2. 広報啓発			
・ 配偶者暴力防止講演会	一般都民を対象にDVに関する情報を提供	250名	11月
・ 女性団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)	団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を2日間 にわたり実施	3,000名	11月
・ DV防止啓発パネル作成	住民生活に光をそそぐ交付金を活用事業		
3. 講座			
・ 男女平等推進担当職員研修	区市町村の女性センター職員等を対象に専門的、具体的講座を実施。(実務編1回、実践編1回、応用編1回)	各回40～60名	4月、7月、10月
・ 区市町村相談員養成講座	区市町村の相談員のための研修講座(年6回)。専門家によるスーパーバイズ(月1回)。	各回40～80名	5月、11月
・ 職務関係者研修	基礎研修、分野別専門研修(年7回)	各回80～250名	5～8月、1～3月(予定)
・ 区市町村支援事業コーディネーター研修	区市町村において関係機関の調整等を行う職員を対象として、実践的な講座・演習を実施	各回30名	6月、9月(予定)
・ DV被害者自立支援講座	こころのサポート、生活自立支援のための講座(月2回)	各回25名	4月～3月
・ 配偶者暴力被害回復のための子ども広場	配偶者暴力のある家庭にいた子どもを対象遊びを通じた継続的な学習の機会を提供 小学校高学年8家族(年6回) 小学校低学年8家族(年6回)	各回8家族まで	6月～8月(小学校高学年)、9月～11月(小学校低学年)
4. 相談事業			
・ 相談事業	一般相談、特別相談(DV相談、男性相談、グループ相談、法律相談、精神科医相談)		
・ デートDV特別相談	住民生活に光をそそぐ交付金を活用事業	1回	
5. 情報収集・提供			
・ 図書資料等の収集・提供	東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営		
・ メールマガジンの配信	メルマガPlaza(東京ウィメンズプラザ)、東京都男女平等参画を進める会メールマガジン		月1回
・ ホームページでの情報提供	東京ウィメンズプラザホームページ、男女平等参画課ホームページ、Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運用		
6. 苦情処理			
7. 交流促進			
・ 女性団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)	団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を2日間 にわたり実施	3,000名	11月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 被害者自立支援民間人材養成事業	配偶者等暴力外国籍被害者支援のための通訳者研修を実施。また、DV被害者通訳者の活動支援を行う。	30名	2月(予定)
・ 「外国籍DV被害者相談のためのシート」作成	住民生活に光をそそぐ交付金を活用事業		
・ 外国籍DV被害者支援のための通訳者派遣	住民生活に光をそそぐ交付金を活用事業		4月～3月
・ DV防止等民間活動助成事業	DV防止等にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。民間団体における人材の育成(アドバイザーの派遣)		4月～3月
・ DV被害者支援体制整備等助成	住民生活に光をそそぐ交付金を活用事業		
9. 国際交流・海外派遣事業			
・ アジア大都市ネットワーク21共同事業	女性の社会参画の促進を図るために開催するアジア大都市女性参画シンポジウムへの参加		未定
10. 調査研究			
・ 年次報告	男女平等参画の現状に関する東京都の情報や国内外の情報を把握。東京都の男女平等参画施策の実施状況について公表		
11. その他			
・ ワーク・ライフ・バランス推進事業	ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの改訂及びWebサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運営。		
・ 市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口	区市町村の支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。		4月～3月

都道府県名 東京都

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成24年4月1日現在 平成24年5月1日現在 その他:平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性	<input type="radio"/>	男性	任期:平成 11 年 4 月 23 日 ~ 27 年 4 月 22 日
※該当する方に○をつけてください				
副知事	4 人 (女性 人、男性 4 人)			

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成24年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、24年3月に内閣府が把握したものを下記に掲載しております。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	都道府県防災会議	62	0	0.0	
2	国土利用計画地方審議会	23	7	30.4	
3	土地利用審査会	7	3	42.9	
4	都道府県交通安全対策会議	32	0	0.0	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	28	4	14.3	
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	21	5	23.8	
7	精神医療審査会	32	7	21.9	
8	都道府県生活衛生適正化審議会	13	5	38.5	
9	都道府県医療審議会	24	3	12.5	
10	准看護師試験委員	17	12	70.6	
11	麻薬中毒審査会	5	0	0.0	
12	地方社会福祉審議会	28	11	39.3	
13	地方障害者施策推進協議会	20	4	20.0	
14	国民健康保険審査会	8	2	25.0	
15	都道府県農業共済保険審査会	10	1	10.0	
16	都道府県森林審議会	14	3	21.4	
17	都道府県建設工事紛争審査会	39	10	25.6	
18	建築審査会	7	2	28.6	
19	都道府県建築士審査会	10	4	40.0	
20	都道府県都市計画審議会	33	4	12.1	
21	開発審査会	7	3	42.9	
22	私立学校審議会	20	1	5.0	
×	23 石油コンビナート等防災本部				
×	24 公害健康被害認定審査会				
	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	59	4	6.8	
	26 都道府県児童福祉審議会	16	6	37.5	
	27 地方港湾審議会	37	5	13.5	
	28 土地区画整理審議会	84	3	3.6	
	29 教科用図書選定審議会	20	7	35.0	
	30 介護保険審査会	39	15	38.5	
	31 道府県固定資産評価審議会	12	2	16.7	
	32 感染症の診査に関する協議会	88	15	17.0	
	33 警察署協議会	850	321	37.8	
	34 土地収用事業認定審議会	7	2	28.6	
×	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	36 国民保護協議会	70	1	1.4	
	37 地方独立行政法人評価委員会	17	3	17.6	
	38 市街地再開発審査会	68	11	16.2	
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関	6	3	50.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	1	11.1	
	43 留置施設視察委員会	10	3	30.0	
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	22	0	0.0	
	合 計	1,874	493	26.3	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	教育委員会	6	1	16.7	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	5	1	20.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	39	5	12.8	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	0	0.0	
	合 計	92	10	10.9	